



# 一般社団法人やまと災害ボランティアネットワーク定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人やまと災害ボランティアネットワークと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県大和市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、各地の災害発生に備えるため、災害対応技術等の取得、及び、市民、ボランティア、社会福祉協議会、行政等との連携を図り、互いに助け合う市民社会の形成を目指す事業を行うことにより、災害時において、効果的な活動ができる体制をつくり、また、全国各地の災害に遭遇した被災地の救援復旧、復興活動に関する事業を行い、相互扶助を理念に掲げ、安心して安全な社会の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 地域の減災・防災の強化をめざす市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人のネットワーク化の推進
- 二 災害時の活動及び情報伝達手段の整備と体制づくり
- 三 災害時を想定したシミュレーション訓練、各種講座の開催による人材育成、広報啓発
- 四 減災・防災に取り組む市民の相互理解のための交流の場づくり
- 五 災害に強い地域社会づくりの研究と情報提供（情報共有）
- 六 災害被災地への復旧・復興等の支援活動
- 七 防災・減災に取り組む教育の実施
- 八 地域コミュニティーの形成
- 九 防災、減災、災害支援に関しての講演や著書等の製作、販売
- 十 各地域の防災、減災、災害支援等の相互協力を推進する活動
- 十一 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第3章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し入社した個人又は団体を社員とする。

- 2 社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員資格の喪失)

第8条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退社したとき。
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 三 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 四 1年以上会費を滞納したとき。
- 五 除名されたとき。
- 六 総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置等)

- 第19条 この法人に理事3名以上5名以内を置く。

(選任等)

- 第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

- 第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

- 第22条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

- 第23条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

- 第24条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
  - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第26条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

- 二 貸借対照表
  - 三 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第27条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第28条 この定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

（解散）

第29条 当法人は、次の事由によって解散する。

- 一 社員総会の特別決議
- 二 社員が欠けたこと。
- 三 合併（合併により本法人が消滅する場合に限る。）
- 四 破産手続き開始の決定
- 五 その他法令で定める事由

（残余財産）

第30条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 附 則

（最初の事業年度）

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

（設立時の理事及び代表理事）

第32条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	江 畑 洋 子
設立時理事	市 原 信 行
設立時理事	藤 堂 雅 彦
設立時代表理事	江 畑 洋 子

（設立時の社員）

第33条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

神奈川県大和市 （個人情報等の為住所は省略しています。）

江 畑 洋 子

神奈川県大和市

市 原 信 行

神奈川県横浜市

藤 堂 雅 彦

（法令の準拠）

第34条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるもの

とする。

以上、一般社団法人やまと災害ボランティアネットワークの設立のため、設立時の社員江畑洋子、市原信行、藤堂雅彦の定款作成代理人である行政書士平野公平は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成25年3月20日

設立時社員 江畑 洋子  
設立時社員 市原 信行  
設立時社員 藤堂 雅彦

上記設立時社員の定款作成代理人 行政書士 平野 公平